

館山市長 宛

施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【令和 年 月～令和 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、館山市内に居住していることを館山市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを館山市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を館山市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を館山市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	年	月	日
氏名	※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です		現住所	館山市 電話：		

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	
生年月日	年 月 日	フリガナ	
施設等利用費の請求期間の住所		氏名	
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			令和 年 月 日

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ		所在地	〒
施設名称		(市外の場合のみ記入)	電話：
施設等利用費の請求期間の在籍状況		<input type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した	
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入			令和 年 月 日

4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。

<裏面も記入して下さい>

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※2)

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話:
②	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話:
③	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話:
④	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話:
⑤	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話:
⑥	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話:

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※3 ※4	請求額 ※5 (「c+d」か月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※4	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※4 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。

※5 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円がとなります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。

館山市からの償還払いは、基本的に年4回(3か月毎)です。

4・5・6月分 → 7月末日まで 7・8・9月分 → 10月末日まで

10・11・12月分 → 1月末日まで 1・2・3月分 → 4月15日まで

※申請から振込するまで1か月程度かかりますのでご了承ください。

期限を過ぎても申請できますが、利用月から2年を経過すると申請できなくなります。



請求日 令和 5年 7月 15日

施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業の施設等利用費

【令和5年4月～令和5年6月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に
の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

請求する月を記入すること。
3か月毎です。

、下記

1. 申請者と認定子どもが、館山市内に居住していることを館山市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを館山市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を館山市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を館山市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	ヤマ 知ウ	認定 子ども との 続柄	父	生年月日	平成 5年 5月 5日
氏名	館山 太郎			現住所	館山市北条1145-1 電話： 0470-22-3496
<small>※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です</small>					

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	〇〇〇〇〇〇
生年月日	令和 2年 4月 1日	フリガナ	ヤマ 知ウ
施設等利用費の請求期間の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した	氏名	館山 一郎
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入		令和 年 月 日	

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ	ヨウチン	所在地	〒 294-0000 館山市〇〇1000-1 電話： 0470-〇〇-〇〇〇〇
施設名称	〇〇幼稚園	(市外の場合のみ記入)	
施設等利用費の請求期間の在籍状況	<input checked="" type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した		
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入		令和 年 月 日	

4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座						
〇〇 銀行 信用金庫 〇〇 支店	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ) ヤマ 知ウ						

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は

請求者と違う場合は、委任状が必要になります。

裏面も記入して下さい>

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入(※2)

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

①	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話:
②	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話:
③	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話:
④	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話:
⑤	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話:
⑥	フリガナ		所在地	〒
	施設名			電話:

幼稚園預かり保育事業が、平日教育時間を含み8時間未満又は年間開所日数が200日未満の場合は、認可外保育施設等も無償化の対象となります。

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※3参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※3 ※4	請求額 ※5 (「c+d」か月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※4	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
令和5年 4月	11,000 円	22 日	9,900 円	9,900 円	- 円	9,900 円
令和5年 5月	10,000 円	20 日	9,000 円	9,000 円	- 円	9,000 円
令和5年 6月	9,000 円	18 日	8,100 円	8,100 円	- 円	8,100 円

※3 「認可外保育施設等」について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※4 上記で記入した「施設」は通帳コピー等の書類を添付すること。
 ※5 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。

幼稚園が発行した領収書、提供証明書

市から償還する額です。

館山市からの償還払いは、基本的に年4回(3か月毎)です。

4・5・6月分 → 7月末日まで 7・8・9月分 → 10月末日まで

10・11・12月分 → 1月末日まで 1・2・3月分 → 4月15日まで

※申請から振込するまで1か月程度かかりますのでご了承ください。
 期限を過ぎても申請できますが、利用月から2年を経過すると申請できなくなります。